

職務権限規程 改定(案)

加筆 _____ 修正 ; _____ 削除 ; _____

現規程 (2016/3/27 施行)	改正案 (2016/3/27 施行)	備考	施行日
<p>(会長)</p> <p>第4条 会長の職務権限は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 代表理事とし、本協会を代表し、その業務を執行する。 <u>2.</u> 理事会を招集し、議長となる。 <u>3.</u> 常務理事会を招集し、議長となる。 <u>4.</u> 3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。 	<p>(会長)</p> <p>第4条 会長の職務権限は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 代表理事とし、本協会を代表し、その業務を執行する。 <u>2.</u> <u>評議員会を招集する。</u> <u>3.</u> 理事会を招集し、議長となる。 <u>4.</u> <u>臨時理事会を開催できる。</u> <u>5.</u> <u>出席した理事会の議事録に署名押印する。</u> <u>6.</u> 常務理事会を招集し、議長となる。 <u>7.</u> <u>常務理事会における一議決権を有する。</u> <u>8.</u> <u>常務理事以外の理事若しくはその他の者を常務理事会に出席させることができる。</u> <u>9.</u> 3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。 	会長の職務権限を追記	2016/3/27
<p>(副会長)</p> <p>第5条 副会長の職務権限は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会長を補佐し、本協会の業務を分担執行する。 <u>2.</u> 3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。 	<p>(副会長)</p> <p>第5条 副会長の職務権限は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会長を補佐し、本協会の業務を分担執行する。 <u>2.</u> <u>常務理事会における一議決権を有する。</u> <u>3.</u> 3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。 	副会長の職務権限を追記	2016/3/27
<p>(専務理事)</p> <p>第6条 専務理事の職務権限は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会長及び副会長を補佐し、本協会の業務を分担執行する。 <u>2.</u> 3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。 	<p>(専務理事)</p> <p>第6条 専務理事の職務権限は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会長及び副会長を補佐し、本協会の業務を分担執行する。 <u>2.</u> <u>常務理事会における一議決権を有する。</u> <u>3.</u> 3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。 	専務理事の職務権限を追記	2016/3/27

<p>(業務執行理事の常務理事)</p> <p>第7条 業務執行理事である常務理事の職務権限は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会長に命じられた所管業務につき、会長及び副会長を補佐し、その業務を分担執行する。 2. 3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。 	<p>(業務執行理事の常務理事)</p> <p>第7条 業務執行理事である常務理事の職務権限は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会長に命じられた所管業務につき、会長及び副会長を補佐し、その業務を分担執行する。 2. <u>常務理事会における一議決権を有する。</u> 3. 3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。 	<p>業務執行理事の職務権限を追記</p>	<p>2016/3/27</p>
<p>(新設)</p>	<p>(常務理事)</p> <p>第8条 常務理事の職務権限は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>常務理事会における一議決権を有する。</u> 	<p>業務執行理事以外の常務理事の職務権限を記載</p>	<p>2016/3/27</p>
<p>(新設)</p>	<p>(理事)</p> <p>第9条 理事の職務権限は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>理事は、理事会を構成し、法令及び定款で定めるところにより、職務を執行する。</u> 2. <u>理事会における一議決権を有する。</u> 3. <u>理事会における議決権は出席理事のみが行使することができ、議決権代理行使によるか又は書簡による投票は認められないものとする。</u> 	<p>理事の職務権限を記載</p>	<p>2016/3/27</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監事)</p> <p>第10条 監事の職務権限は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>理事の職務の執行を監査し、法令及び定款で定めるところにより、監査報告を作成する。</u> 2. <u>いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</u> 3. <u>出席した理事会の議事録に署名押印する。</u> 	<p>監事の職務権限を記載</p>	<p>2016/3/27</p>
<p>(事務総長)</p> <p>第8条 事務総長の職務権限は、会長及び業務執行理事の授権に基づき、以下の事務を遂行する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)評議員会及び理事会における決定に関する事項 (2)評議員会、理事会及び各種委員会等への出席 	<p>(事務総長)</p> <p>第11条 事務総長の職務権限は、会長及び業務執行理事の授権に基づき、以下の事務を遂行する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)評議員会及び理事会における決定に関する事項 (2)評議員会、理事会及び各種委員会等への出席 	<p>条数の修正</p>	<p>2016/3/27</p>

<p>(3)評議員会、理事会及びその他機関の会議の運営 (4)評議員会、理事会及び各種委員会の議事録の作成 (5)本協会の財務及び会計に関する事項 (6)本協会の公式文書の受発信に関する事項 (7)加盟団体、理事会、各種委員会、FIFA、AFC、各大陸連盟及び各国協会等との関係に関する事項 (8)事務局の運営 (9)管理職以外の職員の任免 (10)管理職の地位にある職員の任免に関する会長への提案</p> <p>(権限の委任) 第9条 この規程に定める職務権限は、以下の手続きを経て委任ができるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会長の職務権限は、理事会の決議を経て、副会長、又は専務理事、又は業務執行理事である常務理事、又は事務総長に委任ができる。 2. 副会長の職務権限は、理事会の決議を経て、専務理事、又は業務執行理事である常務理事、又は事務総長に委任ができる。 3. 専務理事の職務権限は、理事会の決議を経て、業務執行理事である常務理事、又は事務総長に委任ができる。 4. 業務執行理事である常務理事の職務権限は、理事会の決議を経て、事務総長に委任ができる。 <p>(不在時の代行決裁) 第10条 次の各号の上に掲げる者が、出張または休暇若しくはその他の事由により不在である場合に、至急に処理しなければならない事案に限り、当該各号の下に掲げる者がその事案の代行決裁をすることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会長 会長代行者(副会長のうちから予め定めた者1名) 2. 副会長 会長 3. 専務理事 副会長。副会長が不在の場合は会長。 4. 業務執行理事である常務理事 専務理事。専務理事が不在の場合は副会長。 (副会長が不在の場合は会長。) 5. 事務総長 専務理事。専務理事が不在の場合は副会長。 (副会長が不在の場合は会長。) 	<p>(3)評議員会、理事会及びその他機関の会議の運営 (4)評議員会、理事会及び各種委員会の議事録の作成 (5)本協会の財務及び会計に関する事項 (6)本協会の公式文書の受発信に関する事項 (7)加盟団体、理事会、各種委員会、FIFA、AFC、各大陸連盟及び各国協会等との関係に関する事項 (8)事務局の運営 (9)管理職以外の職員の任免 (10)管理職の地位にある職員の任免に関する会長への提案</p> <p>(権限の委任) 第12条 この規程に定める職務権限は、以下の手続きを経て委任ができるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会長の職務権限は、理事会の決議を経て、副会長、又は専務理事、又は業務執行理事である常務理事、又は事務総長に委任ができる。 2. 副会長の職務権限は、理事会の決議を経て、専務理事、又は業務執行理事である常務理事、又は事務総長に委任ができる。 3. 専務理事の職務権限は、理事会の決議を経て、業務執行理事である常務理事、又は事務総長に委任ができる。 4. 業務執行理事である常務理事の職務権限は、理事会の決議を経て、事務総長に委任ができる。 <p>(不在時の代行決裁) 第13条 次の各号の上に掲げる者が、出張または休暇若しくはその他の事由により不在である場合に、至急に処理しなければならない事案に限り、当該各号の下に掲げる者がその事案の代行決裁をすることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会長 会長代行者(副会長のうちから予め定めた者1名) 2. 副会長 会長 3. 専務理事 副会長。副会長が不在の場合は会長。 4. 業務執行理事である常務理事 専務理事。専務理事が不在の場合は副会長。 (副会長が不在の場合は会長。) 5. 事務総長 専務理事。専務理事が不在の場合は副会長。 (副会長が不在の場合は会長。) 	<p>条数の修正</p> <p>条数の修正</p>	<p>2016/3/27</p> <p>2016/3/27</p>
--	---	---------------------------	-----------------------------------

(細則の制定)

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項及び第2条4項に関する職務権限は、会長の決裁により別に定めることができる。

(改正)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(施行)

第13条 本規程は、2016年3月27日から施行する。

[別表] 理事会協議事項一覧表

No	項目	備考
	(項目追加)	
26	役員の担当業務の決定	
47	スポンサーシップ契約の基本契約書の締結(日本代表関連)	緊急性や必要性に応じて、会長に <u>決議権</u> を授権可能
50	ナショナルコーチングスタッフの選任	緊急性や必要性に応じて、会長に <u>決議権</u> を授権可能
51	ナショナルコーチングスタッフの委託契約締結	緊急性や必要性に応じて、会長に <u>決議権</u> を授権可能
52	ナショナルコーチングスタッフに関連する諸契約	緊急性や必要性に応じて、会長に <u>決議権</u> を授権可能
53	日本を代表するチームの編成の決定	緊急性や必要性に応じて、会長に <u>決議権</u> を授権可能

(細則の制定)

第14条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項及び第2条4項に関する職務権限は、会長の決裁により別に定めることができる。

(改正)

第15条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(施行)

第16条 本規程は、2016年3月27日から施行する。

[別表] 理事会協議事項一覧表

No	項目	備考
9	内閣府への定期提出書類の承認	
27	業務執行理事の業務の分担執行の決定	
48	スポンサーシップ契約の基本契約書の締結(日本代表関連)	緊急性や必要性に応じて、会長に <u>決裁権</u> を授権可能
51	ナショナルコーチングスタッフの選任	緊急性や必要性に応じて、会長に <u>決裁権</u> を授権可能
52	ナショナルコーチングスタッフの委託契約締結	緊急性や必要性に応じて、会長に <u>決裁権</u> を授権可能
53	ナショナルコーチングスタッフに関連する諸契約	緊急性や必要性に応じて、会長に <u>決裁権</u> を授権可能
54	日本を代表するチームの編成の決定	緊急性や必要性に応じて、会長に <u>決裁権</u> を授権可能

条数の修正 2016/3/27

条数の修正 2016/3/27

条数の修正 2016/3/27

項目追加 2016/3/27

(以降、No

を修正) 2016/3/27

文言の修正 2016/3/27

文言の修正 2016/3/27

文言の修正 2016/3/27

文言の修正 2016/3/27

文言の修正 2016/3/27